

平成29年度第3回ヒトを対象とする研究倫理委員会 議事要旨

日 時 平成29年10月4日(水) 9時30分～10時30分
場 所 事務局別館1A会議室 及び イノベーション社会連携推進機構1階カンファレンスルーム(テレビ会議)
出席者 堂園, 山本, 岡田, 道羅, 金原, 竹之内, 殿崎, 松沼の各委員
欠席者 横濱, 井出, 櫻井, 藤原, 新井の各委員

議事に先立ち、平成29年度第2回ヒトを対象とする研究倫理委員会の議事要旨の確認があり、これを承認した。

I 議事

1. 静岡大学人を対象とする研究に関する規則の改正案について

委員長から、資料4に基づき、規則の改正概要について説明があった。
規則の改正案について、審議の結果、以下のとおり修正することとした。

- ・第2条の定義において、一般的な表現ではない条文及び解りにくい条文を修正することとした。(第2条第1項第1号、第2条第1項第3号、第2条第1項第8号ロ)
- ・第26条のモニタリング及び監査において、検討の結果「侵襲」及び「介入」の定義を加えた方が良いとの意見があり、第2条に追加することとした。
- ・第3条第2項第2号にある「法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究」について、法令の定める基準では理解できないのではないかとの意見があり、法令の定める基準の具体例を記入し、括弧書きで追加することとした。
(委員(情報学部)からの意見について)
- ・委員からあった改正案に対する意見について検討を行なった結果、規則案を変更しなければならない意見はないことを確認した。
- ・第11条第1項第2号の意見について、意見の内容によっては、規則案を変更しなければならない可能性があるため、質問者に委員長から確認することとした。

審議に基づく修正を行なうことで、規則の改正案は承認された。なお、前述の修正及び文言等の軽微な修正について、委員長に一任された。

また、倫理審査申請書の様式について、規則と同時に改正することとした。
改正指針施行日(平成29年5月30日)以降に実施中の研究計画の点検・見直しについて、委員長に一任することを再確認し、必要に応じ研究実施者へ対応を求めることを確認し、場合によっては部局委員に対応の協力をお願いしたい旨のことであった。